

名古屋市立病院改革プラン（案）

～市民の皆さまの意見を募集します～

西部医療センター中央病院（仮称）



平成23年度開院

北区平手町



東部医療センター東市民病院



千種区若水一丁目

西部医療センター城北病院



北区金田町

東部医療センター守山市民病院

守山区守山二丁目



西部医療センター城西病院

中村区北畑町



緑市民病院



緑区潮見が丘一丁目

募集期間

平成20年12月24日（水）～平成21年1月26日（月）
（郵送の場合は、平成21年1月26日消印有効）

趣旨

市立病院では、市民の医療ニーズの多様化・高度化に適切に対応するため、平成15年度に策定した市立病院整備基本計画に沿って5病院の再編に取り組んできました。

しかしながら、この間の医療を取り巻く環境の変化は著しく、特に平成18年度以降は、医師・看護師不足等により急激に市立病院の経営状況は悪化し、平成19年度決算では約39億円の赤字を計上しました。

このプランは、危機的な経営状況を打破し、5年後の平成24年度を目途に市立病院の再編を軌道にのせ、市立病院の果たすべき役割を担うため、今後3年間の行動計画として策定するものです。

名古屋市立病院改革プラン（案）概要版

～患者さんと職員の笑顔がみられる病院～

計画の位置づけ

「市立病院整備基本計画」（平成15年12月策定）

西部医療センター中央病院（仮称）の整備をはじめ、医療資源の選択と集中により5病院の診療機能を再編し、効率的な病院経営を行うとともに市民の医療ニーズに応えるための基本計画

「名古屋市立病院改革プラン」（計画期間20～22年度）

- 市立病院整備計画を推進するとともに、経営の健全化を図り、安定した経営基盤を確立するための行動計画
- 名古屋市立病院中期経営プラン（計画期間18～22年度）の見直し
- 国が示した公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プラン

計画期間

平成20～22年度（3年間）

目標

平成22年度における収支均衡
〔減価償却前〕

※減価償却は、建物や医療機器など長期にわたって使用する資産について、その価値減少相当額（減価償却費）を会計的に費用計上するもので、実際の現金の支出は伴わない経費です。

病院局では、市立病院の果たすべき役割を担うため、理念として「患者さんと職員の笑顔がみられる病院」を掲げ、その実現のため、市立病院の将来像として3つの目標と5つの方針を掲げて病院改革に取り組みます。

3つの目標

市民の皆さまに 選ばれる病院

- 特長が見える病院
- 信頼され安心な病院
- 地域医療連携の推進
- 接遇・サービスの向上

病院改革

経営の健全化

- 組織運営の効率化
- 収入確保と支出削減
- 市立病院改革プランの推進
- 職員の経営意識の向上

医療従事者に 選ばれる病院

- 市内有数の臨床研修病院
- 女性が働きやすい職場
- 医療従事者の負担軽減
- 人材の育成と資質の向上

病院局の理念
「患者さんと職員の
笑顔がみられる病院」

5つの方針

- 1 医療機能分化とネットワークを強化します。
- 2 5病院の特長を出し、市民の皆さまに見える病院にします。
- 3 医師・看護師不足を解消し、女性医療従事者も働きやすい魅力のある職場にします。
- 4 職員が一体となって経営の健全化を図ります。
- 5 今後の市立病院のあり方について検討します。

市立病院が果たすべき役割

市民の医療ニーズに的確に応えるためには、「いつでも、どこでも、誰にでも、安心で最良の医療を提供」することができるよう、市立病院、市立大学を始めとする公的病院等（市内20施設）と民間医療機関が機能分担を図り、行政機関とも連携しながら体制を整える必要があります。

そのため、市立病院は、採算性の面等から民間医療機関による提供が困難な市民ニーズの高い医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療従事者の研修の場としての役割や、地域の皆さまの健康を保持・増進する役割を担います。

市立病院が担うべき医療

市民ニーズが高いにもかかわらず、多様な人材の確保が必要、高度で専門性が高く特別な対応が必要等の理由で、採算確保が難しく民間医療機関による取り組みが困難な医療を担います。

救急医療

市立病院は、現在、東部医療センター東市民病院において内科の全日二次救急、西部医療センター城北病院において小児科の土・日・祝日二次救急等を実施しています。

今後は、体制の充実が求められている小児科、産婦人科における全日二次救急医療、眼科、耳鼻いんこう科における平日夜間の二次救急医療のほか、高度・専門医療にかかる救急医療にも取り組みます。



●二次救急医療

内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科

●高度・専門医療にかかる救急医療

脳血管疾患、心疾患、小児・周産期

4疾病にかかる高度・専門医療

市立病院は、日本人の死因の6割を占める悪性新生物（がん）、心疾患（急性心筋梗塞）、脳血管疾患（脳卒中）のほか、糖尿病を含めた4疾病に対する医療を担い、特に、市内に不足し対応が求められている施策を、他の医療機関等と連携を図りながら重点的にすすめます。



●悪性新生物医療

緩和ケア医療、ペインクリニック（痛みの治療）、化学療法、放射線治療、陽子線がん治療、がん相談員の設置

●心疾患医療 ●脳血管疾患医療

●リウマチ・膠原病医療 ●糖尿病医療

少子高齢社会における医療

市立病院は、市民の皆さまが安心して子どもを生み育てられるよう24時間体制で小児・周産期医療を提供するほか、受入施設が不足している身体的合併症のある認知症高齢者に対する医療など、時代の要請により求められる医療を積極的に提供します。



●小児・周産期医療 ●成育医療

●高齢者医療

認知症患者の治療、物忘れ外来、高齢者総合診療科

●回復期リハビリテーション

災害・感染症等発生時の医療

市立病院は、県が指定する「災害拠点病院」、名古屋市地域防災計画に基づく「災害医療活動拠点」として、地震等の災害発生時において特に重症患者の治療を実施するほか、新型インフルエンザなど感染症発生時には感染症患者を受け入れます。



●災害時における医療

●感染症発生時における医療

※平成24年度を目途に拡充する医療機能を中心に掲げました。

方針 1

医療機能分化とネットワークを強化します。

① 選択と集中による5つの市立病院の再編と機能分化

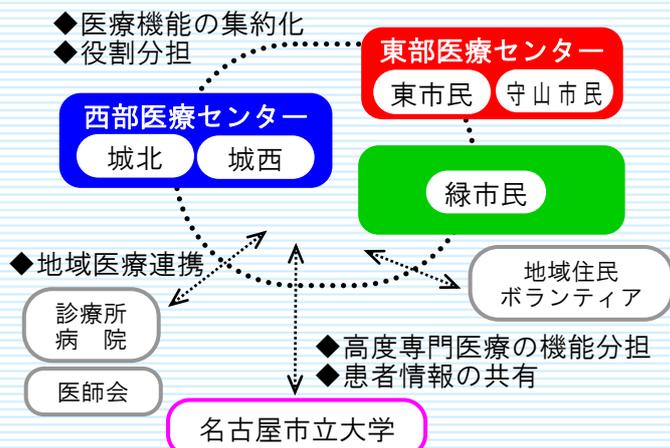
- 2グループ・1病院への再編と機能分化
- グループ内での弾力的な人員配置

② 市立大学との機能分化と連携

- 医療連携推進会議の設置による連携強化
- 診療分野別合同会議の設置による高度専門医療の機能分担

③ 病院情報システムによる患者情報の共有

- 病院情報システム（電子カルテ等）の順次導入
- 市立病院間及び市立大学との間で情報共有



方針 2

5病院の特長を出し、市民の皆さまに見える病院にします。



①～⑤、⑦～⑧ …左の図を参照

⑤安心・安全な病院

- 医療事故の防止
- 災害・感染症等発生時の医療

⑥患者さんの立場にたった医療の充実

- 接遇・サービスの向上
- インフォームド・コンセントの徹底
- わかりやすい診療科名の標榜

⑨外部評価の取得

- 日本医療機能評価機構による病院機能評価
- WHO・ユニセフによる「赤ちゃんにやさしい病院（BFH）」

⑩地球環境に配慮した病院

方針3

医師・看護師不足を解消し、女性医療従事者も働きやすい魅力のある職場にします。

①医師の確保

- 医師の増員による質の高い医療の
- 市立大学との連携強化
- 次代を担う若手医師の育成
 - ・市内有数の臨床研修病院
- 医師が働きやすい職場環境
 - ・医師診療手当の創設
 - ・24時間院内保育室の整備
 - ・短時間勤務など多様な勤務形態の導入
 - ・医療クラーク（医師事務作業補助者）導入の検討



②看護師の確保

- 7対1看護の導入
- 看護補助業務の委託拡充
- 看護師が働きやすい職場環境
 - ・24時間院内保育室の整備
 - ・2交代など多様な勤務形態の検討

③職員の育成

- 職員のスキルアップ
- 職員の表彰

④地域における医療従事者の育成

方針4

職員が一体となって経営の健全化を図ります。

①職員の意識改革

- 幹部職員の意識改革
 - ・局長始め本庁幹部が各病院に出向き、病院幹部との意見交換会を開催
- 医師の病院運営への参画
- 看護部の病院運営への参画
 - ・看護師の副院長登用
- 職員全体の病院運営への参画
 - ・職員向けニュースの発行、職員提案制度など

②経営の効率化

- 組織運営の効率化
 - ・優れた経営感覚・能力を持ち、病院経営に精通した人材の外部登用
- 稼働病床数の段階的削減
- 定員管理及び給与の適正化
- 広報の推進
- 経営の改善

改革プラン推進による主な経営改善

東部医療センター東市民病院

- ◆救急搬送患者の増
- ◆7対1看護の導入による診療単価の増

東部医療センター守山市民病院

- ◆稼働病床数の段階的削減
- ◆病院機能評価認定取得による診療単価の増

西部医療センター城北病院

- ◆母体搬送の増
- ◆7対1看護の導入による診療単価の増

西部医療センター城西病院

- ◆稼働病床数の段階的削減
- ◆超過勤務の削減

緑市民病院

- ◆時間外救急患者の増
- ◆紹介患者数の増

共通

- ◆分娩介助料など使用料・手数料の増額
- ◆資産の有効活用

方針5

今後の市立病院のあり方について検討します。

平成23年度以降の次期改革プランの策定に向けて、市立病院再編後の市立病院のあり方について、再編後の具体的な診療機能のほか、許可病床数、経営形態等を含めて検討し、平成22年度までに方向性を出します。

特に、3年連続で病床利用率が70%を下回ることが想定される緑市民病院については、改革プランを着実に推進し、早期に医師不足を解消し、経営の健全化に努めますが、改善が見込めない場合には、公立病院改革ガイドラインを踏まえ、許可病床数や経営形態を含めた病院のあり方について、早期に方向性を出す予定です。

経営計画

この改革プランを職員が一体となって推進することにより、経営の健全化を図ります。

一方で、この計画期間は、市立病院再編の途上であり、急激に悪化した経営状況を脱却するためには、必要な医師・看護師等の増員や処遇改善のほか、設備投資など先行投資に多額の費用を要するなど、再編効果が現れるまでの間は、非常に厳しい経営状況が予想されます。

従って、この改革プランにおいて市立病院の果たすべき役割を明確にし、一般会計からの支援などにより資金確保を行うことで、危機的状況をしのぐこととします。

これにより、改革プランに掲げた市立病院の将来像を確実に実現し、市立病院の担うべき役割を果たし、市民の皆さまに良質な医療を安定的かつ継続的に提供していきます。

目標 平成22年度における収支均衡〔減価償却前〕

収支計画（収益的収支）

※収益的収支は、医療の提供活動に関するものです。

(単位：百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	決算	計画	計画	計画	
収入	入院収益	12,980	12,670	14,691	15,231
	外来収益	4,669	4,443	5,140	5,209
	一般会計補助金	2,643	2,852	3,028	3,082
	その他	520	578	705	1,605
	計 A	20,812	20,543	23,564	25,127
支出	給与費	14,224	14,250	15,199	15,606
	材料費	4,539	4,478	5,058	4,981
	経費	3,055	3,290	3,578	3,540
	減価償却費	1,577	1,547	1,565	1,686 ^③
	その他	1,329	1,785	1,870	2,194
計 B	24,724	25,350	27,270	28,007	
差引 C(A-B)	△ 3,912	△ 4,807	△ 3,706	△ 2,880	
目標収支 D	△ 3,912	△ 4,807	△ 3,499	△ 1,144 ^①	
必要な支援 D-C	0	0	207	856	

※「給与費」の括弧書きは、西部医療センター中央病院（仮称）開設準備のために配置する職員の人件費を除いた数値

《一般会計からの支援》

総務省基準による一般会計補助金

- 救急医療
 - 小児・周産期医療
- など、不採算部門に対する補助金
【平成22年度 約30億円】

必要な支援

市立病院の役割に応じた本市独自の一般会計補助金

- 看護師・医師の確保
 - 受入施設の少ない高齢者医療（認知症患者の治療）
- など、不採算部門に対する補助金
【平成22年度 約9億円】

公立病院改革ガイドラインによる企業債（公立病院特例債）

平成19年度末までに増加した不良債務を解消するため、特例債を発行
【平成20年度 約34億円】

必要な支援

公立病院改革ガイドラインによる出資金

西部医療センター中央病院（仮称）の整備など市立病院の再編を行う上で通常整備と比べて割高となる経費
【平成21年度 約6億円】

必要な支援

緊急的な支援

市立病院再編後の運営が軌道に入るまでの間、厳しい経営状況の中で市立病院を維持していくための経費を一般会計から繰り入れ、経営基盤を強化
【平成21年度 約35億円】

収支計画（資本的収支）

※資本的収支は、施設や医療機器の整備に関するものです。

(単位：百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	
	決算	計画	計画	計画	
収入	企業債	1,368	5,639	3,937	16,686
	出資金	1,100	165	1,423	5,567
	一般会計補助金	305	744	679	631
	その他	45	0	10	0
	計 A	2,818	6,548	6,049	22,884
支出	建設改良費	1,080	2,806	6,197	22,337
	企業債償還金等	1,254	989	1,075	1,069
計 B	2,334	3,795	7,272	23,406	
差引 C(A-B)	484	2,753	△ 1,223	△ 522	
目標収支 D	484	2,753	2,892	△ 522 ^②	
必要な支援 D-C	0	0	4,115	0	

①+②+③=20百万円（収支均衡〔減価償却前〕）

不良債務額及び資金不足比率

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度
	決 算	計 画	計 画	計 画
不良債務額	3,371	3,437	6,149	(6,869) 7,749
支援後の不良債務額	3,371	3,437	2,337	(2,200) 3,080
資金不足比率	18.1%	19.1%	29.5%	(32.1%) 36.3%
支援後の資金不足比率	18.1%	19.1%	11.2%	(10.3%) 14.4%

支援が
ない場合

支援が
ある場合

※「資金不足比率」は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率の算定による数値
 ※括弧書きは、西部医療センター中央病院（仮称）開設準備のために配置する職員の人件費を除いた数値

必要な支援の必要性

「必要な支援」が受けられない場合、**資金不足比率が20%以上**となり、このプランで予定している、市立病院が目指す良質かつ高度な医療が提供できなくなることが想定されます。

この危機的状況をしのぎ、市立病院の再編を実現するためには、一般会計からの支援が必要です。

資金不足比率

資金不足比率が**20%以上**となった場合、議会の議決を経た**経営健全化計画**を策定し、概ね**5年程度内に資金不足を解消**することが求められます。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)

※資金不足比率とは、医業収益に占める不良債務額の割合

経営指標

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度
	決 算	計 画	計 画	計 画
1日平均患者数（入院）	1,084人	1,025人	1,109人	1,107人
1日平均患者数（外来）	2,934人	2,828人	3,009人	3,016人
診療単価（入院）	32,724円	33,877円	36,294円	37,696円
診療単価（外来）	6,496円	6,464円	7,088円	7,107円
病床利用率（稼動病床）	74.2%	69.1%	81.2%	83.8%
病床利用率	69.7%	66.0%	73.0%	72.9%
職員給与比率	74.8%	77.8%	72.3%	(67.7%) 71.8%
経常収支比率	84.3%	81.0%	86.4%	(88.7%) 85.9%
支援後の経常収支比率	84.3%	81.0%	87.2%	(91.9%) 89.0%
一般会計繰入金比率	12.7%	13.9%	12.9%	12.3%
支援後の一般会計繰入金比率	12.7%	13.9%	13.6%	15.2%
顧客満足度	85.5%	90.0%	90.0%	90.0%

※1「病床利用率（稼動病床）」は、稼動病床における病床利用率

※2「職員給与比率」「経常収支比率」の括弧書きは、西部医療センター中央病院（仮称）開設準備のため配置する職員の人件費を除いた数値

評価と対応

評 価

プランを着実に推進するため、病院局内部における評価及び外部委員による評価の仕組みを設け、進捗状況を管理します。

公 表

計画の進捗状況を毎年度ホームページ等で公表します。

評価への対応

医療を取り巻く環境の変化は著しく、時代の要請により求められる医療も多様化してきています。

改革プランの評価を行った結果、目標の達成が著しく困難であると認めるときは、計画期間であっても改革プランを抜本的に見直します。

市立病院の将来像

西部医療センター城北病院

- 小児科・産婦人科二次救急（土日祝）
- 地域周産期母子医療センター（県指定）
- BFH（Baby Friendly Hospital 赤ちゃんにやさしい病院）（WHO・ユニセフ認定）

移転改築

赤ちゃんとお母さんにやさしい病院
～小児・周産期医療～

平成23年度開院

西部医療センター中央病院（仮称）

- 救急総合診療科
小児科・産婦人科二次救急（全日）
眼科二次救急（平日夜間）
- 総合周産期母子医療センター（県指定）
小児・周産期医療（24時間受入）
- 小児医療センター ●成育医療
- 消化器腫瘍センター ●陽子線がん治療
- リウマチ・膠原病センター ●糖尿病医療
- 災害拠点病院（県指定）
- 臨床研修センター
- ◆平成23年度【500床】

高齢者にやさしい病院
～回復期リハビリテーション～

西部医療センター城西病院

- 高齢者総合診療科 ●物忘れ外来
- 回復期リハビリテーション病棟
- 特定健康診査・特定保健指導
- 医療健康よろず相談
- ◆平成23年度【120床】

24時間患者を受け入れる救急センター
～心疾患・脳血管疾患医療～

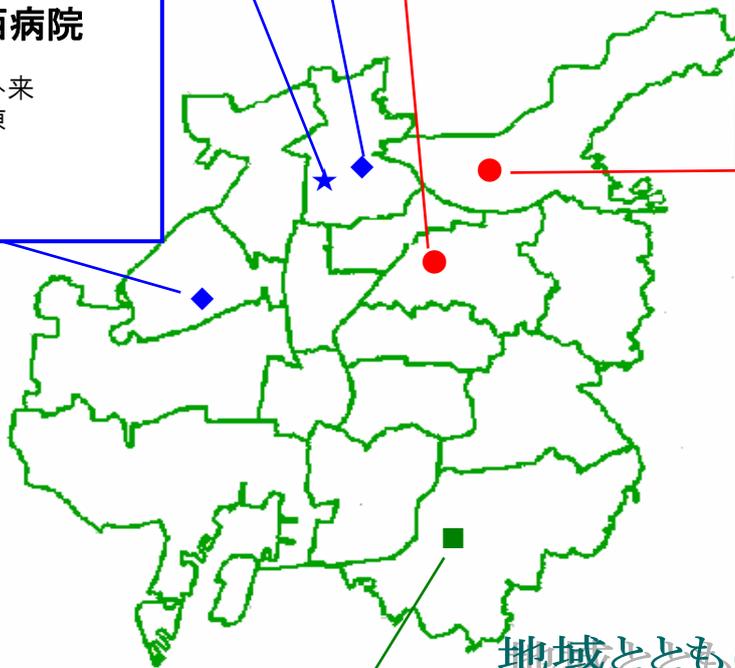
東部医療センター東市民病院

- 救急センター（ER）
内科二次救急（全日）、外傷
耳鼻いんこう科二次救急（平日夜間）
- 心疾患センター（24時間受入）
- 脳血管センター（"）
- 第二種感染症指定医療機関（県指定）
- 災害拠点病院（県指定）
- 地域医療支援病院（県承認）
- 臨床研修センター
- 病院機能評価（日本医療機能評価機構認定）
- ◆平成23年度
中央病院（仮称）【504床】

高齢者にやさしい病院
～緩和ケア、認知症疾患医療～

東部医療センター守山市民病院

- 緩和ケア病棟（15床）
- 認知症疾患医療センター、物忘れ外来
- 回復期リハビリテーション
- 特定健康診査・特定保健指導、人間ドック
- 医療健康よろず相談
- 病院機能評価（日本医療機能評価機構認定）
- ◆平成23年度【95床】



地域とともに創る病院
～地域完結型の医療～

緑市民病院

- 内科二次救急（全日）※開業医との協働
- 外来がん化学療法 ●放射線治療
- 外来看護相談 ●市民向け健康講座
- ◆平成23年度【300床】

【あ行】

医療健康よろず相談

医療や健康に関する不安や困りごとのほか、他の医療機関や介護・福祉制度などのあらゆる相談が気軽にできる窓口です。

医療を取り巻く環境の変化

老人医療費の増大などに対応するための国の医療費適正化施策、厳しい労働環境等による勤務医不足、市民の医療ニーズの多様化・高度化などが考えられます。

【か行】

回復期リハビリテーション病棟

急性期の治療を終えた患者に対して在宅復帰ができるよう、専門的にリハビリテーションを行う病棟です。

外来がん化学療法

日常生活や社会生活に支障なく治療ができるよう、抗がん剤治療を外来で行うことです。

外来看護相談

緑市民病院において、医師、看護師、栄養士が地域の皆さまの療養上の相談に対し、ゆっくりお話を聞き、困りごとや不安の解消に努めます。

緩和ケア医療

東部医療センター守山市民病院において平成21年6月から緩和ケア病棟を開設します。治癒が困難ながん患者とその家族を身体的・精神的など様々な側面から支援する医療を提供します。

救急センター（ER）

東部医療センター東市民病院において、24時間体制で救急搬送患者等を最初に診療し、緊急度に応じてバックアップ施設である心疾患センターや脳血管センターなど専門部門に振り分ける部門を開設します。研修医が様々な症例を実践的に学ぶことができる場ともなります。

公的病院等

国関係・県市町村立病院のほか、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する病院があります。

公立病院改革ガイドライン

国が、地方公共団体が病院改革に係るプランを策定する際の指針を示し、改革の実施に技術的な助言を行うものです。（平成19年12月通知）

高齢者総合診療科

複数の疾患を併せ持つという高齢者疾患の特徴から、個々の臓器に着目するのではなく、総合的に診療を行う診療科です。

【さ行】

周産期医療

周産期（妊娠22週から生後1週間までの期間）を中心に母体・胎児・新生児の健康を守る医療です。

消化器腫瘍センター

消化器系のがんに重点を置き、外来診療から入院診療に至るまで、一貫して高度で専門的ながん診療を行います。

小児医療センター

地域の中核的小児拠点病院として、高度な診断・検査・治療を24時間救急医療体制で行います。

心疾患センター

東部医療センター東市民病院において、24時間体制で、心筋梗塞など心臓疾患の高度医療を行う部門です。心臓血管外科の開設も予定しています。

成育医療

妊娠⇒胎児⇒新生児⇒小児⇒思春期⇒親の全過程を連続的・包括的に診療することです。

総合周産期母子医療センター

産科部門と新生児部門が一体となり、ハイリスクな妊産婦や新生児を365日24時間体制で受け入れる医療施設です。

【た行】

地域周産期母子医療センター

産科と小児科等を備え、周産期にかかる比較的高度な医療行為を行う医療施設です。西部医療センター城北病院は県から指定を受けています。

地域医療連携

患者さんの円滑な診療や転院などを行うため、地域の医療機関や介護・福祉分野等と連携することです。

【な行】

7対1看護

平成18年度の診療報酬改定で創設されたもので、入院患者7名に対して看護師1名を配置し、より手厚い看護を行った場合に高い評価をするもので、これにより全国的に看護師不足となっています。

二次救急

休日や夜間等に、手術や入院が必要な重症患者に医療を提供します。他に一次救急（軽症患者）、三次救急（重篤患者）があります。市立病院は二次救急を中心にいきます。

脳血管センター

東部医療センター東市民病院において、脳卒中など脳血管疾患の高度医療を行う部門です。

【は行】

B F H（Baby Friendly Hospital）

WHO（世界保健機構）とユニセフ（国際連合児童基金）が、出産・育児支援を実践する病院として認定するものです。西部医療センター城北病院が、平成20年8月に県内の公立病院で初めて認定を受けました。

病院機能評価

質の高い医療の提供を目指して、財団法人日本医療機能評価機構が第三者の立場で行う評価です。平成16年9月に東部医療センター東市民病院が認定を受けました。

ペインクリニック

がん特有の痛みの除去や三叉神経痛、帯状疱疹などの痛みの治療を行うものです。

【ま行】

【や行】

陽子線がん治療

本市が進める「クオリティライフ21城北」で導入するがん治療法のひとつで、クオリティライフ（QOL）に優れた最先端の治療法です。

【ら行】

リウマチ・膠原病センター

成育医療を行う上で必要な妊娠合併症をもつ妊産婦の診療を行います。

臨床研修病院

平成16年度に創設された医師臨床研修制度に基づき、医師免許取得後の2年間、研修医を受け入れる病院です。研修プログラムが充実している病院に研修医が集中したため、各地で医師不足が生じています。東部医療センター東市民病院、西部医療センター中央病院（仮称）では臨床研修センターを開設し、市立大学と連携しながら市内有数の臨床研修病院を目指します。

募集案内

■意見の募集期間

平成20年12月24日(水)～平成21年1月26日(月)
(郵送の場合は、平成21年1月26日消印有効)

■意見の提出方法

- ・住所、氏名をご記入の上、意見の提出先に郵送、ファックス、電子メールでお寄せいただくか、直接お持ち下さい。
(ご持参の場合は月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分までをお願いします。ただし、年末年始及び祝日は除きます。)
- ・様式は自由ですが、「名古屋市立病院改革プラン(案)」についての意見であることを明記して下さい。
- ・電話または来庁による口頭でのお申出につきましては、受付できませんのでご了承ください。
- ・皆さまからお寄せいただいたご意見の内容につきまして、本市の考え方とあわせて公表する予定です。
- ・皆さまからお寄せいただいたご意見につきましては、個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報には、この意見募集の目的の範囲内で利用いたします。それ以外の目的では利用いたしません。

■意見の提出先

名古屋市病院局管理部経営企画室(市役所西庁舎12階)
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号:052-972-3348
ファックス番号:052-972-3381
電子メールアドレス:a3348@byoin.city.nagoya.lg.jp

■資料配布場所等

- ・市民情報センター(市役所西庁舎1階)
- ・各区役所情報コーナー
- ・各区役所支所
- ・名古屋市立東部医療センター東市民病院
- ・名古屋市立東部医療センター守山市民病院
- ・名古屋市立西部医療センター城北病院
- ・名古屋市立西部医療センター城西病院
- ・名古屋市立緑市民病院
- ・市立大学病院

- ◆点字版、音声変換用テキストファイルを希望される方は、病院局管理部経営企画室までお問い合わせ下さい。
- ◆この冊子は概要版です。全冊(120頁)を希望される方は、病院局管理部経営企画室までお問い合わせ下さい。

お問合せ先

名古屋市病院局管理部経営企画室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号:052-972-3348
ファックス番号:052-972-3381
電子メールアドレス:a3348@byoin.city.nagoya.lg.jp